

支払われた報酬手数料の返還制度

当社職業により採用内定者が就職後6ヶ月未満で、自己都合退職した場合は、
下記の通り手数料を返還いたします。

ただし、就職先の責め（各種労働関係法令違反、就職先都合による解雇など）に
帰すべき退職の場合、手数料は返還しないものとする。

就業開始1ヶ月未満	・・・	80%
1ヶ月以上3ヶ月未満	・・・	50%
3ヶ月以上6ヶ月未満	・・・	10%

許可番号： 12ーユー300237

株式会社イー・エス・エージェンシー

千葉県柏市東上町2-28第2水戸屋ビル2F